

平成27年5月11日

【照会先】

健康局結核感染症課

感染症情報管理室長 宮川 昭二(2389)

課長補佐 中谷祐貴子(2373)

医薬食品局食品安全部企画情報課

検疫所業務管理室長 中崎 宏司 (2461)

検疫所業務管理室長補佐 松本 泰治 (2463)

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

リベリアにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた
検疫及び国内における対応について

5月9日、世界保健機関（WHO）において、西アフリカのリベリアにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言（※）が公表されましたので、お知らせします（別紙1）。

検疫及び国内における今後の対応は、リベリアについては、注意喚起や健康監視等のエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめますが、ギニアとシエラレオネについては、引き続き、これまでの対応を継続していく予定です（別紙2、別紙3）。

※エボラ出血熱の流行終息の基準

最後の確定患者が血液検査で2回の陰性が確認された日、又は安全に埋葬された日、から42日間エボラ出血熱患者の発生がない状態。

別紙省略

別紙1：WHO ステートメント

<http://www.who.int/mediacentre/news/statements/2015/liberia-ends-ebola/en/>

別紙2：厚生労働省結核感染症課長・検疫所業務管理室長通知「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」

別紙3-1：厚生労働省結核感染症課長通知「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について（依頼）」

別紙3-2：厚生労働省結核感染症課長通知「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について（依頼）」